

大阪

あーかいらぶず

平成八年十月
第十九号
大阪府公文書館発行

公文書館に赴任して

原 秀 雄

記憶力は、人間の能力の中で高い評価を受けるもの一つだと思います。先輩や上司の中には、一度聞いた人の名前は全部覚えていたり、う人や億単位の色々な予算数字をメモなしで、すらすらと説明される人がありますが、このような人を見ますと、この人の脳の構造はどうなっているのだろうかと思ったり致します。

人の脳に記憶された事柄は、如何に優れていたとしても、時間の経過とともに薄れていくとは免れませんし、死とともに消滅しますが、文書に記録されたものは、時間と空間を超えて正確に伝えてゆくことができます。

▼府職員が作成した公文書は、行政活動の記憶装置と言えるものです。これは、行政の長期的な総合性、一貫性を保証する行政情報としての価値を有するものであり、人々の様々な政治的、社会的、経済的活動を表す貴重な歴史記録となります。このような公文書は、それ自体が、「府民の共有財産」であり、後世に伝え残し、これを広く利用してもらうことは、行政の責務であると思います。これらの公文書が、きちん

と保存されることによって、大阪府政は、戦後の焼野原となった大阪の町の復興と発展に対して、どのように関わってきたのか、どのような行政組織が設置されたのか、どのような行政施策を具体的に実施してきたのか、それらの行政活動は適切妥当なものであったのかどうか、過去に遡って検証することができることになります。私たちは過去の行為を顧みることによって、現状の把握がよりよく出来ますし、将来のために、今何をしなければならぬのかを考えることができるのではないのでしょうか。

▼長く公務員生活をなされている方であれば、一度や二度は経験されていると思いますが、私も府庁に入って間もない頃、訴訟事件の資料作りを担当し、上司から、一五年ほど前の決裁文書があるはずだといわれ、廊下にあるロッカーを風つぶしに探しましたが、なかなか見つからず困った記憶があります。保管文書も二、三年前のものであれば、すぐ見つけれられるのですが、十年以上も前のものになりますと関係者が在職されたとしても記憶が薄れ、所在不明になり易

目次

公文書館に赴任して……………	1
明治期における大阪府の伝染病……………	2
——一〇年代のコレラの流行を中心に——	
江戸時代の数寄者たち……………	6
——川中家文書より——	

いものです。将来見ることがありそうな文書は、出来るだけ手元に置いておきたいものですが、このことは、執務スペースの狭隘化を招き、事務効率の低下を来すことにもなりかねません。また、激しい社会情勢の変化に合わせて行政組織も頻繁に変更されますが、このような時に公文書の散逸が起こり易いものです。

府民の共有財産である公文書は、誰もが、みたいときは、何時でも直ちに見ることが出来るように、一定期間を過ぎた公文書は一括して整理保存しておく必要がありますが、この役割を担っているのが公文書館ではないかと思えます。

▼現在の大阪府公文書館は、一昔前の昭和六〇年に旧大阪女子大学の図書館部分を利用し、当面の課題である、「公文書類の散逸を防止し、その適切な保存、利用を行なう」ための暫定館として開館しているため、ハード面においてもソフト面においても不十分なまま、既に十年が経ち書庫は満杯になっております。公文書館法に定められた「歴史資料として重要な公文書等の保存、閲覧及び調査研究」の機能を十分に果たし得るような新公文書館の建設に向けて、早急に取り組んで参らなければならないものと考えております。

(はら ひでお 大阪府公文書館長)

明治期における大阪府の伝染病

——一〇年代のコレラの流行を中心に——

高倉史人

■はじめに

今年の夏は全国的に〇一五七による感染症（腸管出血性大腸菌感染症）が流行し、厚生省や各自治体はその対策に追われる毎日で、我々大阪府民も、手洗いの励行や食品管理などに特に注意しなければならない状態でした。

この〇一五七は、今年八月六日に厚生省令第四七号によって伝染病として指定されましたが、我国においては、コレラ・赤痢・腸チフス・パラチフス・痘瘡（天然痘）・発疹チフス・猩紅熱・ジフテリア・流行性脳脊髄膜炎・ペスト・日本脳炎が、「伝染病予防法」（明治三〇（一八九七）年四月一日、法律第三六号）で規定されているいわゆる法定伝染病です。

現在、これらの法定伝染病は、その流行をほとんどみない状態ですが、法定伝染病として規定された明治時代には頻りに流行し、なかでもコレラは全国的に広範囲にひろまり、多くの患者・死者が出ました。また、大阪府も大きな被害を受けました。

ところで、コレラについて、当公文書館では

『虎列刺予防史』（大正一三年三月、大阪府衛生課）、『秘書綴乙』（明治三二〜二六年）、『参看書類』（明治一四〜二二年）、『大阪府会議事録』（明治期）、『大阪府統計書』（明治期）などが所蔵されています。

そこで、本稿では、これらの文書から、明治一〇年代において、コレラが大阪府でどのように流行したのか、明治政府や大阪府がそれどのような対策を行ったのか、また、府議会ではどのような議論がなされたのか、述べてみたいと思います。

■明治政府のコレラ対策

コレラは、一八世紀の終わり頃インド方面を発祥とし、一九世紀の初頭には世界的な伝染病となりました。日本には、文政五（一八二二）年八月に長崎に入りその後西日本で大流行しました。当時は、その対策が全くなく流行が自然に終息するのを待つだけでした。

このコレラは、汚染された飲料水を飲んだり、患者や保菌者の便、吐物中の菌が飲食物につき、それが口に入ったたりして発病という経路で感染

します。そして、一日か二日かの潜伏期を経て、突然の吐き気、嘔吐、米のとき汁のような猛烈な下痢に襲われ、その後、脱水症状になり死に至るのです。

明治に入ると、一〇年、一二年、一四〜一五年、一八〜一九年などに大流行しました。この時の大阪府における患者・死者の数は次表のようになりませんが、当時、赤痢や腸チフスの死亡率がそれぞれ約三〇%から約三八%であったのに比べて、コレラは約八〇%で、非常に死亡率の高い伝染病だったといえます。

明治10年代のコレラの患者・死者数

年	10	12	14	15	18	19
患者	1,678	9,332	2,010	2,604	1,903	19,709
死者	1,227	7,391	1,677	2,097	1,545	15,968
死亡率	73%	79%	83%	81%	81%	81%

〔『虎列刺予防史』、『大阪府統計書』から患者・死者数の多い年を抜粋した。〕

このような流行に対して、明治政府は明治一

○(一八七七)年八月二七日に「虎列刺病予防法心得」・「予防法付録消毒方法」(内務省達乙第七九号、全二四号)、明治二二(一八七九)年六月二四日に「虎列刺予防仮規則」(太政官布告第二三三号、全二四号)をそれぞれ出して、コレラの予防に努めようとなりました。そして、翌明治一三年七月九日には、「伝染病予防規則」(太政官布告第三四号、全二四号)を制定し、「此規則ニ称スル伝染病トハ虎列刺、腸窒扶私、赤痢、実布埜亜、発疹室扶私、及ヒ痘瘡ノ六病ヲ云フ」(第一条)として、コレラをはじめ六種類の病気を伝染病と指定し、総合的な伝染病予防対策を法的に規定しました。

これらの規定によりますと、明治政府のコレラ予防に関する基本的な対策は、有病地から来る船舶を検疫すること、患者が発生した場合、その患者を避病院に隔離収容し、避病院及び患者の交通を遮断すること、河川・井戸・下水・便所・溝などを清潔にすること、消毒薬である石炭酸による消毒を徹底すること、医師・衛生係・警官などがその防疫を担当することなどでした。また、「伝染病予防規則」では罰則が設けられており、規則違反には、官吏一〇〇円以内、医師・衛生委員五〇円以内、人民一四五〇銭以内の罰金を科し、その厳密な励行を求めたのです。

さらに、明治一二年一二月二七日には、「府

県衛生課設置並事務条項」(内務省乙第五五号達)によって、府県に衛生課を設け、そこが、「第一医事取締ノ事」、「第二飲食料取締ノ事」など八項目にわたる衛生事務を行うことを規定しました。

■大阪府のコレラ対策

このような、明治政府のコレラ対策を受けて、大阪府は、毎年多くのコレラに関する布令、布達などを出してその対策に努めました。それらには、患者が発生した場合の届出方法、患者・死者の着衣の消毒・焼却、病毒ある家屋及び船舶の交通遮断、飲料水の検査及び制限、食物に対する注意、諸神社の祭礼・開市の禁止、溝・悪水路・便所などの清潔方法・消毒方法などが詳細に規定されています。

例えば、大阪府は、大流行した明治一二年五月一二日に、「愛媛、大分、鹿児島三県下ニ於テ虎列刺病発生ニ付注意撰生方」(天第九〇号)を出したのを皮切りに、「市中支流ノ用水ヲ飲料ニ供スヘカラス件」(六月一七日、天一八号)、「尊崇ノ神社ハ祈禱ハ勝手タルモ鳴物地車等ニテ雑踏スルコトヲ禁ス」(六月二五日、天第一四一号)などのコレラに関する布令、布達を一一月八日まで七二も出しています。また明治一六(一八八三)年六月二五日には、「大阪府伝染病予防規則」(甲三三五号、全三七条)

を制定し、コレラについては一四条、二一条にわたって規定し、例えば、「排泄物ハ其都度消毒法ヲ施行シ有蓋ノ器物ニ入レ置クヘシ」(第一四条)などの条項によって、その予防策を示しました。

さらに、大阪府は先ほどの「府県衛生課設置並事務条項」を受けて、明治一三年一月二〇日の地第六〇号によって、府内の衛生事務を行うために衛生課を設置しました。

以上のべましたように、明治政府や大阪府は、コレラに関しての法律、規則、布令、布達などを多く出してその予防に努めました。が、なかなか効果があらわれず流行が続き、そして明治一九(一八八六)年に最大の流行となったのです。それでは次に、明治一九年の大阪府のコレラの状態について詳しく述べてみましょう。

■明治一九年の大阪府の状況

一月二日に西・南の二区及び堺区に五名の患者が発生したのを皮切りに、翌三日には西・南・北の三区及び堺区に五名が統発し、以後病勢が強まり、四月下旬には大阪市内全域にひろがり、ついに七月には大阪府下全域の大流行となり猛威を振るいました。しかし、九月下旬になると病勢も弱まり、一一月一三日になってようやく終息しました。

このような状況に対して、大阪府は、五月一

五日に、「府下虎列拉病漸次流行ノ兆有之ニ付今般当庁内ニ検査本部ヲ置キ追々各所ニ同支部ヲ設ケ予防消毒ノ事務取扱候条虎列拉病ニ関スル諸届等ハ所管ノ支部へ差出スベシ」(甲第七号)を出して府庁内に検査本部を設置し、流行の状況に応じて、大阪府内各所に其の支部を設けてコレラの予防消毒の事務を行いました。

また、天王寺、長柄、千鳥、本庄、桃山に避病院を設置して患者を入院させ、その入院費は当分地方税によって支弁するという達(七月三日、甲第一〇六号)を出しました。

さらには、飲料水や井戸の取締り、河川出入の船舶の取締、消毒所の設置なども行いました。なかでも、飲料水や井戸については、飲料水の営業者に対する「飲料水営業取締規則」(甲第七〇号、全一八条)を前年一八年八月六日に制定したのに続いて、一九年七月二日には「井戸取締規則」(甲第一二二号、全八条)を制定しました。これには、井戸の新設・修理、井戸水の検査方法などが示されており、第五条では「井水ハ検査上善良ノモノニアラサレハ之レヲ飲用ニ供スヘカラス」と検査に合格した井戸水だけを飲用水にすると規定しました。

その他に、神仏祭礼開帳等のための人民群集停止(五月十五日、甲第七八号)、飲食物の販売制限(六月二六日、甲第一〇二号)に関する達なども出しました。

■府議会の対応

このような大阪府のコレラ対策に対して、府議会の方も、明治一九(一八八六)年六月一日に臨時区部会・郡部会、同月二二日に臨時区部会を開いてその対策について審議しました。

まず、六月一五日開催の臨時区部会では、「明治一九年度区部地方税支出予算追加議案」で、四六、〇七一円七錢四厘の衛生費(但、伝染病予防費)の追加が提案されました。

この提案理由は、一月以来コレラが続発し勢いが加速しているので検査本・支部を設置してその予防・消毒に努めてきたが、費用が欠乏しているために十分ではない。そこで、衛生費を追加してその不足を補い、コレラの予防に努めたいということでした。

これに対して、議員の方から、「一万円ヲ増加シ即チ此一万円ヲ以テ区部専用ノ避病院建築費トシ尚之ニ属スル諸機械モ此費用中ヲ以テ支弁セント欲ス」(扇谷五兵衛、西区選出)という衛生費の一万円増額を求める意見が出ました。府民の負担が大きくなるという理由から過半数を得られず原案通り可決されました。

この他に、「明治一九年度区部地方税收入予算追加議案」、内務大臣・山県有朋に対する「大阪府衛生費中へ国庫金下付ノ儀ニ付建議書」、大阪府知事に対する「虎列刺病予防及撲滅方法

ニ付建議書」が提案され可決されています。

なかでも、「大阪府衛生費中へ国庫金下付ノ儀ニ付建議書」においては、明治一〇年以来コレラが日本に広がり猛威を振るってきたが、特に商業の中心地大阪の被害が最も大きく、物資流通が滞り商業活動に弊害が生じている。このため、コレラの予防・撲滅に努めてきたが十分な効果が出ていない。そのうえ、前年一八年六月一七日の淀川の洪水によって災害復興費が増えて府民の負担は堪えがたいものとなっているので国庫金より衛生費の補助を下付してほしいということ強く訴えています。また、「虎列刺病予防及撲滅方法ニ付建議書」では、コレラの予防・撲滅には避病院の医者・看護人の確保とその設備を充実することが必要であると述べ、「府下有名ノ医師ニ勸告シテ毎日一人宛若干時間避病院ニ臨診セシムル事」など九項目の建議を行っています。

また、同日に開かれた臨時郡部会においても「明治一九年度郡部地方税支出予算追加議案」で、一五、四一八円六錢四厘の衛生費(但、伝染病予防費)の追加が提案されました。この提案理由は、区部会の支出予算追加議案のそれとほぼ同じ趣旨のものでした。これに対して、議員の方から、原案に一、〇〇〇円を増額して郡内の町村で設立した避病院の費用を援助し設備の改良に努めてはどうかという意見(溝端佐太

郎、丹南郡選出)が出ましたが、区部会と同様に府民の負担が増えるという理由で過半数を得られず原案通り可決されました。

この他に、「明治一九年度郡部地方税収入予算追加議案」、大阪府知事に対する「衛生費ノ儀ニ付建議」が提案され可決されています。

これらの臨時区部会・郡部会が六月一七日に閉会になって一週間も経たない六月二三日に、再び臨時区部会が避病院建築費(一三、五九二円九二銭三厘)などの議案を審議するために開かれました。

この提案理由は、六月一九日以降一〇〇人台の患者・死者を記録するようになり、どうしても新しい避病院の建設が必要である。また、従来の避病院では、設備が不十分なために、患者が入院を嫌ったり、患者隠匿の弊害が生じたりしている。このため、設備の充実した避病院が必要であるということでした。

これに対して、議員の方からは、避病院の建設は必要であるが、先の臨時区部会で四六、〇〇〇円余の衛生費の追加が決められて府民の負担が増えているのに、今回約一三、六〇〇円余の避病院建築費を追加すると、ますます「府民ノ負担堪へ難キノ重税」になるという反対意見(安井健治、南区選出)が出されました。そして、この意見の賛成者が主流を占め、いったん原案は否決されました。その後、知事よりこの

案を再議に付すよう達せられ、再び審議した結果、天王寺の避病院の建築費は約六、〇〇〇円余だったが、九、〇〇〇円にすればかなりの設備の避病院ができるという修正意見(豊田文三郎、東区選出)が賛成を得て九、〇〇〇円の支出が可決されました。

■むすびにかえて

以上のべましたように、明治一九年において、大阪府は、検疫本・支部や消毒所の設置、避病院の設置、飲料水・井戸の規制などを行い、府議会もそれに伴うかなり高額な衛生費の支出を決め、コレラの予防・撲滅に努めたのですが、前表のように、患者・死者は、一九、七〇九人・一五、九六八人を数えるに至ったのです。

なぜ、このような大流行となったのか、その原因としては次のことが考えられます。第一に、当時大阪には水道設備がなく、上町台地の「増井清水」や「逢坂清水」など、ごく一部に良質の井戸があっただけで、繁華街の地下水は良くなく、淀川上流で川水をくみ取った水船が、大阪市内の川岸に回漕して、毎朝担ぎ桶で家庭に販売していました。そのため、汚染された淀川の水が販売される可能性も高く、コレラがひろがったと考えられます。第二に、先に述べましたように、前年一八年六月一七日に、淀川が大洪水を起こし、大阪市内のほぼ全域が水につか

り、天満橋をはじめ三一の橋が流されました。その復旧工事が、衛生面において十分になされなかったために、コレラの被害の拡大を招く結果となったといえます。

この後、明治二八(一八九五)年一月三日に、桜之宮を水源地にし、ここで取水した水を浄化して大阪城敷地内の配水場で揚水し、これから自然沈下で大阪市内に配水する近代的水道が完備して衛生面の向上が見られるようになりました。そして、コレラは明治三〇年代以降、あまり流行しなくなったのです。

【参考文献】

- ・『大阪府布令集』二・三(大阪府、昭和四六年)
- ・『衛生史』(『大阪府誌』第四編、大阪府、明治三六年、昭和四五年復刻)
- ・「第四章第一節 環境の近代化と下層社会」(原田敬一執筆、『新修大阪市史』第五巻、大阪市、平成三年)
- ・馬場義弘「三新法体制期の町村衛生委員―都市行政と地域編成をめぐって―」(『大阪の歴史』第四三号、大阪市史編纂所、平成六年)

(たかくら ふみと 大阪府公文書館)

江戸時代の数寄者たち

川中家文書より

田母神 克 幸

●はじめに ー茶会記とはー

千利休没後四百年忌を皮切りに、近年茶道は大変なブームとなつていきます。読者の皆さんの中にも、三千家流やその他の流派のお茶を、お稽古なされている方がおられることでしょう。

さて、現在茶道は主として女性の趣味や、たしなみの傾向のほうが強いようですが、茶道草創期の安土・桃山期から江戸期、さらに明治の茶道衰退期を経て、昭和初期までは、男子のたしなむべき教養の一つであり社交・接待という点では、現在のゴルフ以上に重要なものでもありました。

当館所蔵の川中家文書の中には、このような時代に、皆さんと同様にお茶を楽しんだ江戸時代の人々の記録が残されています。

この記録は「茶会記」、または単に「会記」と呼ばれるもので、茶会の日時・場所・参加者・道具・懐石料理・懐石家具・菓子に至るまでを詳細に記したものです。

元来は、参加者の覚書である「他会記」でしたが、後になると茶会の主催者も「自会記」と

して記すようになりました。川中家文書の中にある茶会記には以上の両方が含まれており、河内国今米の庄屋であり素封家でもあった川中家の当主は、なかなかの茶人であったと考えられ

ふたつと正月九日、川中家文書より
 正月九日、使令、川中家文書より
 川中家文書より
 懐石、全のり、川中家文書より
 水指、川中家文書より
 茶席、川中家文書より
 茶会記、川中家文書より

正月九日茶会席会記

川中家文書より
 懐石、全のり、川中家文書より
 水指、川中家文書より
 茶席、川中家文書より
 茶会記、川中家文書より

ます。

●茶 会 ー道具組・懐石ー

今回紹介します会記は、文政五年（一八一三）

壬午閏正月九日正午の自会記で、「此方茶会席八疊敷」とありますので、この時期の川中家当主、川中三郎平常亮（一七九二～一八六八）が亭主（茶会の主催者）となった茶会であると思われまふ。客は津田権兵衛、馬場三郎左衛門、渡辺弥右衛門、山本又兵衛の四人であります。露地庭の待合には、又玄斎（裏千家八代一燈宗室）好みの桐煙草盆に、永業了全（永業家十代）の八角火入、白竹の灰吹きが置かれています。

茶席中の道具を見て行きますと、掛物には「懐紙」とあるだけで、残念ながら内容は不明であります。たぶん京都の公家等が詠んだ和歌が書かれていたものではなかったかと考えられます。

釜は、「此花」で佐兵衛作となっております。この佐兵衛という人物は、千家釜師大西浄元（大西家九代）ではないかと考えられます。香合は南京染付の宝珠、炭取は一燈宗室による書付の編籠、とあります。

花入は不見斎（裏千家九代石翁玄室）一重とあり、これは不見斎玄室の好み物なのか、それとも書付物なのかははっきりしたことは不明であります。花は正月に相応しく、紅白椿とねこ柳が入れられており、水指は瀬戸一重口、茶入れは平棗で如心斎（表千家七代天然宗左）の書

付、茶碗は般子（はんす）と呼ばれ半使・判司・判事とも書かれる朝鮮製の茶碗が使われていました。茶杓は一燈宗室作の銘、「祝」、建水は大西浄玄（大西家七代）作であります。

さて、懐石料理の方は、家具が「一文字わんため塗角切折敷」とあり、向付は「吉左衛門蛤皿」とありますので、当時の楽吉左衛門、後の楽旦入（楽家十代）の作と考えられます。

汁は、一文字碗に「めうど」「よめな」とあるので、独活の芽と、嫁菜の白味噌仕立の汁で向は、旦入作の蛤向付に「き寿子式 塩やき」とありますので、鱧の塩焼きが二匹付いたのでしょう。

煮物は「ウルミ反わん」「干さん志よふ 生貝薄辺きミ 玉子ふわふわ」とありますので、うるみ朱塗の反り椀に、貝の薄へぎ身を入れた玉子ふわふわ、その上に干山椒の実をふった物であったと思われれます。

さて、この中に登場する「玉子ふわふわ」と言う料理は、江戸期に流行した卵料理の一つで『料理物語』には、「玉子をあけて、玉子のかさ三分一だしたまり、いりざけをいれ、よくふかせて出し候、かたく候へばあしく候」と記されています。今日風に言えば、茶碗蒸しのような物ではなかったかとおもわれます。この料理のネーミングのセンスの良さには脱帽してしまい

ます。このような料理を、茶懐石に取り入れたところに、進取の気象に富んだ茶人氣質がうかがわれ、大変面白く感じられます。

次いで吸物ですが「食初わん ゆり柿ミ」とあり、百合根の吸物で、食初椀が用いられています。八寸は「あいにしめ 浅くさ」とありますので、鮎の煮と、浅草海苔であったと思われる。

最後に主菓子は、縁高に「羊羹」、また惣菓子（干菓子）は「せん辺い 如心好八角」とあるので、如心齋宗左好みの八角盆にせんべいが盛られていたのでしょうか。

また、料理の間には必ず酒が出されます。今日の茶懐石では、夏場に涼味を感じさせるため冷酒を用いる等の外は、燗酒を出すことがほとんどですが、「冷酒 肴三種 吸物両度 暮半相済」の記述から、その席には正月でありながらも、あえて冷酒が出されていたことがわかります。

このような、現今の茶懐石と当時の茶懐石の飲酒形態の違いを見ると、そこにはそれぞれ時代性が反映されており、面白さが見てとれます。

酒肴も三種類、吸物の替えも二度出されており、正午から始まって、暮半刻まで行われている事から見ても、閏の正月ではありますが、なか

なかに和氣藹々とした、すがすがしい正月の茶会の様子を、この史料から読み取ることが出来ます。

この茶会の後、亭主は同じ道具組で、翌十日には津田休兵衛、外四名の計五客、次いで、十五日には津田松太郎、外三名の計四客を招いて茶会を催しています。

●川中家と茶の湯 一家元とその周辺

川中家の茶道について、同家の現御当主（川中正彦氏）に御尋ねしたところ、「川中家では江戸期より表千家流の茶道をよくしており、表千家十代、吸江齋祥翁宗左家元からは、自宅にある茶室の席名を付けて頂いたほどの茶人であった。」と御教示いただきました。

そこで、これらの事を踏まえて会記に載っている茶道具を見ると、裏千家家元の書付道具が多く見え、奇異に感じられるかもしれません。しかし当時の家元というのは、表千家も裏千家も互いに養子のやり取りを行ったり、当主が幼少の折りには後見人として養育したりと、相互に助け合いながら家を守って来たので、数寄者が道具を使用する際に、現在ほど明確な流派の違いという意識が少なかったのではないかと考えられます。

これらのことから、この亭主は流派にかかわ

らず、自分の良いと思った道具を使用して、この茶会を催したと考えて差し支えなく、そこに茶人としての作意が見られたといっても過言ではないでしょう。

また川中家と表千家家元とのつながりを裏付ける史料として、川中家文書の中に残されている他の茶会記には、住山楊甫（一七八二〜一八五五）という茶匠の茶会に、客として招かれた際の記録があります。この住山楊甫という人物は、表千家とは縁戚関係に当たる大坂の茶匠であり、先述の吸江齋宗左家元が幼い頃、千家の主人である紀州徳川侯の命で後見人として彼を育て上げた人物です。このように家元やそれに続く茶匠たちとの交際の様子から見ても、当時の川中家が富裕であり、また当主がいかに茶の湯を楽しんでいたか、その姿がありありと浮かび上がってきます。

●むすびにかえて

史料が書かれた文政期は、幕府による貨幣経済を抑制した諸改革のちょうど狭間に当たり、町人による化政文化が興った時期です。この都市文化が在郷の富裕層にも波及していたことをこの史料から読みとることが出来ます。すなわち、村落共同体のなかにも、近代主義の基盤をなす、個人趣向の萌芽が出来上がりがつつあったのです。

このように、文化史は思想・政治史と表裏一体のものといえます。

また機会があれば、残りの会記についても随時、紹介したいと考えています。

（追記）

本文作成に当たり、現在の川中家御当主、川中正彦氏より、数々の御教示を頂いたことに対し、厚く御礼申し上げます。

【参考文献】

『同門』平成元年二月号（表千家同門会）
（たもがみ かつゆき 大阪府公文書館）

編集後記

▼今回は、「江戸時代の数寄者たち」と題して当時の人々の暮らしに根づいた趣味の楽しみ方を紹介してみました。こういった昔の人々の暮らしがわかるのも、文書として記録に残していたからです。もしかしたら、現在の私たちの暮らしよりも、何十年、何百年か後には、同じように紹介されているかもしれません。

現在を生きる者として、その時代の記録を残し、後世に伝えていくことは非常に大事なことでないでしょうか。公文書館の役割もそこにあるのだと思います。今回、個人的にも記録・保存の大切さと公文書館の存在意義を再認識することができ、後世に恥じないようにがんばらなければと思いました。

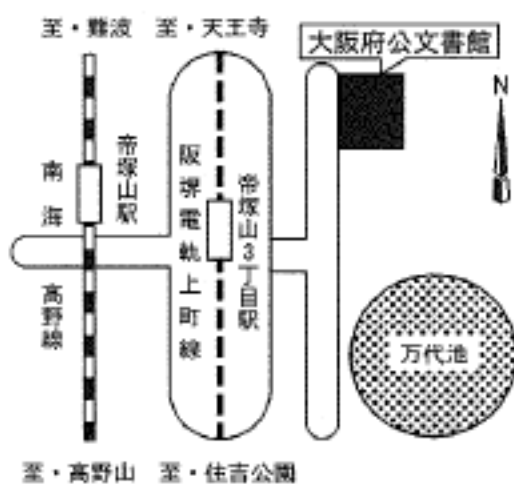
利用案内

■閲覧時間

・月曜日〜金曜日 午前9時15分〜午後5時

■休館日

・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日
・年末年始（12月28日〜1月4日）
・毎月末日（土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日）



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山駅3丁目（徒歩3分）
南海高野線帝塚山（徒歩6分）

大阪あーかいぶず 第十九号

平成八年十月一日発行
編集発行 大阪府公文書館
大阪市住吉区帝塚山東二丁目一四四
電話 〇六一六七五―五五五―
FAX 〇六一六七五―五五五―
印刷 大阪府営印刷所